

一五 文書質問（質問主意書）件数一覧表

国会回次	提出件数	答 弁		備 考
		期間内受領件数	期間外受領件数	
第一回(特別)	一三〇	一三〇		
第二回	一四七	一四七		
第三回(臨時)	二九	二九		
第四回	一五	一五		
第五回(特別)	九六	九五		撤回一、答弁補足一
第六回(臨時)	三〇	三〇		答弁補足一
第七回	六三	六三		
第八回(臨時)	四	四		
第九回(臨時)	七	七		
第十回	一二	一二		
第十一回(臨時)	一	一		
第十二回(臨時)	七	七		
第十三回	九	九		
第十四回	一			

国会回次	提出件数	答 弁		備 考
		期間内受領件数	期間外受領件数	
第十五回(特別)	一五	一四		衆議院解散のため内閣に転送するに至らなかつたもの一
第十六回(特別)	三	三		
第十七回(臨時)	一			
第十八回(臨時)	一	一		
第十九回	一三	一三		
第二十回(臨時)	二	二		
第二十一回	二	二		
第二十二回(特別)	九	八	一	
第二十三回(臨時)	一			
第二十四回	一三	一一	二	
第二十五回(臨時)	一	一		
第二十六回	一五	一三	二	
第二十七回(臨時)	一			
第二十八回	一	一		
第二十九回(特別)	一	一		

第三十回(臨時)	1	1		
第三十一回	1	1		
第三十二回(臨時)	1			
第三十三回(臨時)	1	1		
第三十四回	3	3		
第三十五回(臨時)	1			
第三十六回(臨時)	1	1		
第三十七回(特別)	1	1		
第三十八回	2	1	1	
第三十九回(臨時)	1		1	
第四十回	5	4	1	
第四十一回(臨時)	1			
第四十二回(臨時)	1			
第四十三回	1	1		
第四十四回(臨時)	1			
第四十五回(特別)	1	1		
第四十六回	1			
第四十七回(臨時)	2	2		
第四十八回	7	7		

国会回次	提出件数	答弁書		備考
		期間内受領件数	期間外受領件数	
第四十九回(臨時)	一	一		
第五十回(臨時)	一			
第五十一回	一	一		
第五十二回(臨時)	一			
第五十三回(臨時)	一			
第五十四回	一			
第五十五回(特別)	一	一		
第五十六回(臨時)	一			
第五十七回(臨時)	一	一		
第五十八回	二	二		
第五十九回(臨時)	一〇	一〇		
第六十回(臨時)	一		一	
第六十一回	七	六	一	
第六十二回(臨時)	一		一	
第六十三回(特別)	一			
第六十四回(臨時)	一			
第六十五回	四	三	一	

第六十六回(臨時)	1			
第六十七回(臨時)	2			
第六十八回	5			
第六十九回(臨時)	4			
第七十回(臨時)	5			
第七十一回(特別)	27		4	
第七十二回	17		2	
第七十三回(臨時)	3			
第七十四回(臨時)	9		2	
第七十五回	18		6	
第七十六回(臨時)	27		7	
第七十七回	22		7	
第七十八回(臨時)	13		8	答弁補足一
第七十九回(臨時)	1			
第八十回	52		26	
第八十一回(臨時)	6		3	
第八十二回(臨時)	19		9	
第八十三回(臨時)	1		9	
第八十四回	25		9	

国会回次	提出件数	答弁書		備考
		期間内受領件数	期間外受領件数	
第九十九回(臨時)	四	一	三	
第九十八回	一九	九	一〇	
第九十七回(臨時)	三	一	二	
第九十六回	三三	九	二三	
第九十五回(臨時)	一六	七	九	
第九十四回	二三	一〇	一三	
第九十三回(臨時)	一一	二	九	
第九十二回(特別)	一〇	一	九	
第九十一回	二八	一八	一〇	
第九十回(臨時)	六	一	五	
第八十九回(特別)	一〇	二	八	
第八十八回(臨時)	六	三	一	衆議院解散のため内閣に転送するに至らなかったもの二
第八十七回	二七	一〇	一七	
第八十六回(臨時)	一			
第八十五回(臨時)	一〇	五	五	

第百十七回	四		四	
第百十六回(臨時)	一四	二	一二	
第百十五回(臨時)	三	一	二	
第百十四回	二四	九	一五	
第百十三回(臨時)	二一	七	一四	
第百十二回	一九	五	一四	
第百十一回(臨時)	二		二	
第百十回(臨時)	八	二	六	
第百九回(臨時)	一七	二	一五	
第百八回	二二	五	一七	
第百七回(臨時)	一九	三	一六	
第百六回(特別)	一		一	
第百五回(臨時)	一			
第百四回	五四	三一	二三	
第百三回(臨時)	二三	五	一八	
第百二回	六一	一四	四七	
第百一回(特別)	四五	一一	三四	
第百回(臨時)	二〇	八	一二	

国会回次	提出件数	答弁		備考
		期間内受領件数	期間外受領件数	
第一百十八回(特別)	一〇	二	八	
第一百十九回(臨時)	五	二	三	
第一百二十回	三三	三	二九	
第一百二十一回(臨時)	一八	一	一七	
第一百二十二回(臨時)	一六	四	一二	
第一百二十三回	二三	八	一五	
第一百二十四回(臨時)	一		一	
第一百二十五回(臨時)	一二		一二	
第一百二十六回	一八	一	一七	
第一百二十七回(特別)	一		一	
第一百二十八回(臨時)	六		六	
第一百二十九回	一〇		一〇	
第一百三十回(臨時)	五	一	四	
第一百三十一回(臨時)	一三	二	一一	
第一百三二回	三二	一五	一六	
第一百三十三回(臨時)	一			
第一百三十四回(臨時)	八	二	六	

第百三十五回(臨時)		一			撤回一
第百三十六回		七		七	
第百三十七回(臨時)		一			
第百三十八回(特別)		一		一	
第百三十九回(臨時)		三		三	
第百四十回		一八		一八	
第百四十一回(臨時)		一五	一	一四	
第百四十二回		三〇	二	二八	
第百四十三回(臨時)		一四		一四	
第百四十四回(臨時)		一四	一	一三	
第百四十五回		三四	四	三〇	
第百四十六回(臨時)		二二	一	二一	
第百四十七回		五三	四	四九	
第百四十八回(特別)		七		七	
第百四十九回(臨時)		一五	一	一四	
第百五十回(臨時)		二三	一	二三	
第百五十一回		四六	四	四二	
第百五十二回(臨時)		六	一	五	
第百五十三回(臨時)		七		七	

国会回次	提出件数	答弁書		備考
		期間内受領件数	期間外受領件数	
第三百五十四回	五一	三	四八	
第三百五五回(臨時)	二〇		二〇	
第三百五六回	五一		五一	
第三百五七回(臨時)	一七	一	一六	
第三百五八回(特別)	四		四	
第三百五九回	三七	五	三二	
第三百六十回(臨時)	一九	一五	四	
第三百六一回(臨時)	二七	一〇	一七	
第三百六二回	五四	五一	三	
第三百六三回(特別)	二五	二〇	五	
第三百六四回	八六	八六		
第三百六五回(臨時)	四九	四九		
第三百六六回	八一	七七	四	
第三百六七回(臨時)	六	五	一	
第三百六八回(臨時)	一四	一四		
第三百六九回	一九五	一八四	一一	答弁(第百六十一回国会)修正一
第三百七十回(臨時)	一五三	一四四	九	

第百廿一回	二四九	二四九		
第百廿三回(特別)	四			
第百廿三回(臨時)	一一八	七九	三九	
第百廿四回	一一六	一〇九	七	
第百廿五回(臨時)	三五	一二	二三	
第百廿六回(臨時)	二二六	一三八	七八	
第百廿七回	二八九	二七九	一〇	
第百廿八回(臨時)	四五	二	四三	
第百廿九回(臨時)	六五	四五	二〇	
第百三十回	二六〇	二四四	一六	
第百三二回(臨時)	六八	六八		
第百三三回(特別)	六		六	
第百三三回	一四九	一四九		
第百三十四回(臨時)	二一	二一		
第百三十五回(臨時)	九九	八一	一八	
第百三十六回	一九七	一四四	五三	
第百三十七回(臨時)	一〇六	九八	八	
第百三十六回(特別)	一九		一九	
第百三十九回	四〇三	三〇〇	一〇三	

国会回次	提出件数	答 弁		備 考
		期間内受領件数	期間外受領件数	
第九十回	一六一	一四五	一六	
第九十一回(臨時)	二五	一	二四	
第九十二回(臨時)	一一四	五四	六〇	
第九十三回	一六八	一三四	三四	
第九十四回(臨時)	三〇		三〇	
第九十五回(特別)	五七	二九	二八	
第九十六回	二四一	一七九	六二	
第九十七回(臨時)	七〇	三七	三三	
第九十八回	九三	七〇	二三	
第九十九回(臨時)	一七		一七	
第一百回(臨時)	一二五	八二	四三	
第一百一回	一九六	一四六	五〇	
第一百二回(臨時)	四四		四四	
第一百三回(臨時)	四四	二三	二一	
第一百四回	一三二	九五	三七	
第一百五回(臨時)	四九	三〇	一九	
第一百六回(特別)	一七		一七	

第二百七回(臨時)	五四	一四	四〇	
第二百八回	八四	六一	二三	

(注) 「期間内」とは国会法第七十五条第二項の「七日以内」をいう。